

中小企業者向け設備貸与制度

設備投資の お手伝い



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

小規模企業者等設備貸与事業

☑ 北海道内の中小企業者が利用できる公的な設備貸与制度

設備割賦販売

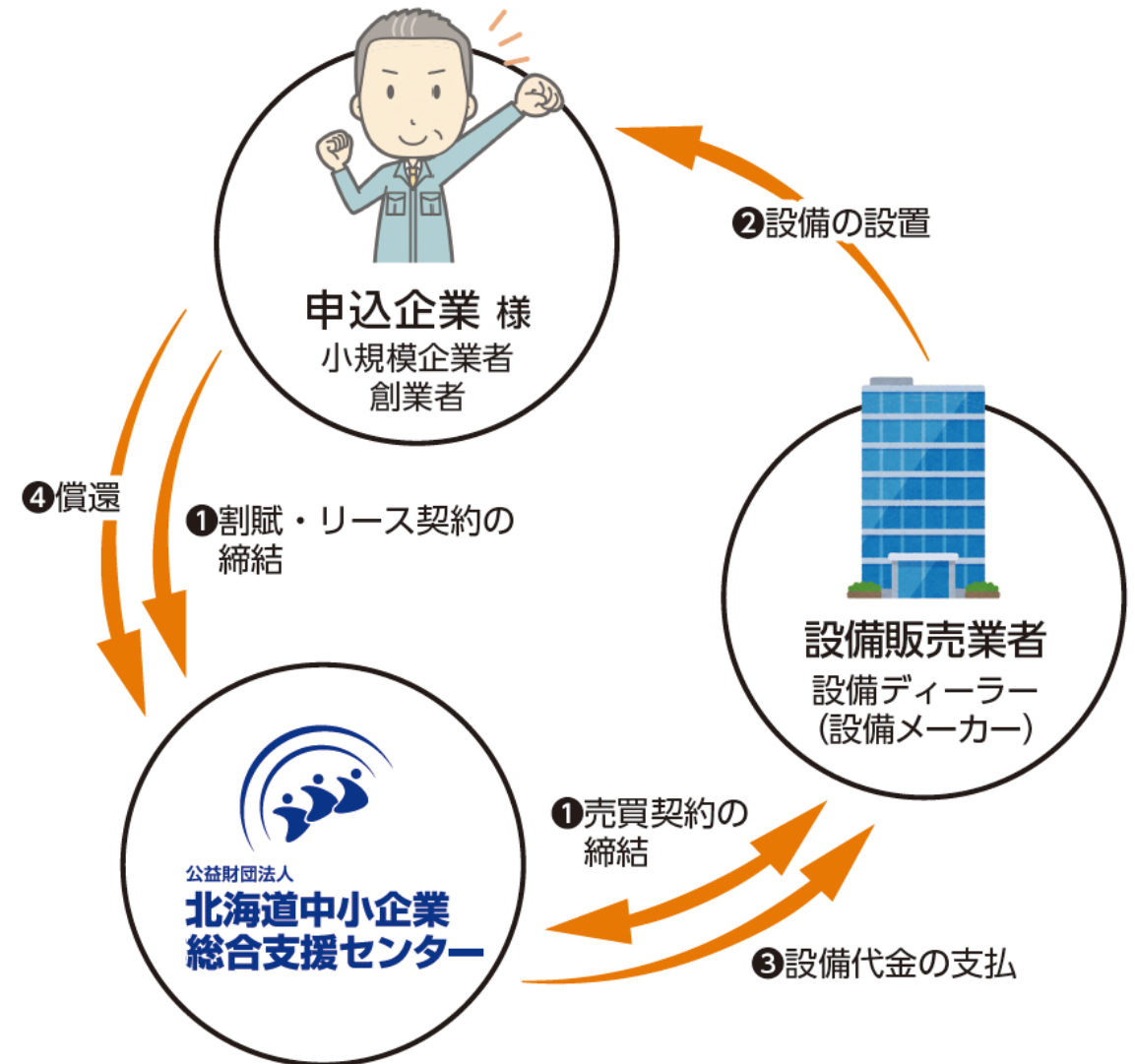
機械等の設備を
分割払いで販売します

設備リース

機械等の設備を
リースします

制度の仕組み

- ☑ **当センターが** 設備販売業者から **機械等(重機・車輛を含む)を購入**
- ☑ 設備販売業者が当該機械等を **申込企業に設置**
- ☑ 当センターと申込企業とで **割賦販売契約またはリース契約** を締結し、当センターへ **分割支払**



制度概要

対象者

- 道内で事業を営む企業 ※原則全業種が対象
- 創業予定者
※1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月以内に具体的な法人設立計画のある、事業を営んでいない個人

従業員規模

常時使用する従業員の数が50名以下

対象設備

道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの ※中古設備は対象外

限度額

100万円～1億円

制度概要

	割 賦	リース
支払期間	最長 10年 ※耐用年数以内、据置期間1年以内含	3年~10年 ※耐用年数により異なります
支払方法	月賦または半年賦払 (応答月の5日)	毎月払 (毎月5日)
利率 ^(年) ・ リース料率 ^(月)	1.8%~2.0%	0.998%(10年)~2.955%(3年)
保証金	設備購入価額の 5%	不要
前納金	設備購入価額の 50% まで前納可能	不可
連帯保証人	原則代表者1名 ※個人事業主の場合、原則免除	
担 保	原則不要	

制度利用のメリット

1

金融機関の借入枠外での設備導入が可能

➤ 信用保証料は不要です

2

期間別の固定金利（年利率1.8~2.0%）で利用可能

➤ 当センター会員向けの利子補給制度の利用で

当初3年間年率0.8%から利用可（別途年会費が必要です）

3

最長10年の支払期間で利用可能

➤ 当該設備の法定耐用年数+2年または10年が最長

お申込みから支払い完了まで



対象設備例

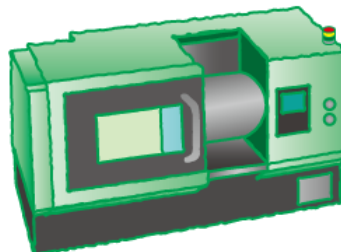
土木・建築工事業

- ブルドーザ ●ホイールローダ
- ショベルローダ ●クレーン車
- コンクリートポンプ車
- クレーン付トラック
- クローラードンプ
- ダンプトラック
- 油圧ショベル
- 建柱車 他



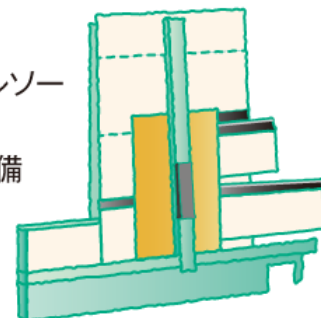
機械・金属製品製造業

- (NC)旋盤 ●(NC)フライス盤 ●丸鋸盤
- バンドソー ●ベンダー ●プレスブレーキ
- 溶接機 (ロボット)
- タレットパンチプレス
- 搬送設備
- レーザー加工機
- プラズマ加工機
- ショットブラスト
- 造形装置 ●測定装置 他



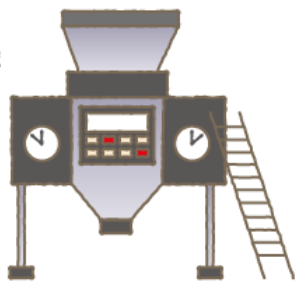
木材・木製品製造業

- リッパ ●栈積機 ●おが粉製造設備
- 乾燥設備
- 丸太運搬用各種重機
- NCルーター ●パネルソー
- モルダー ●テノーナ
- プレス機 ●塗装用設備
- (木屑)ボイラー
- ブリケットマシン
- 集塵機 他



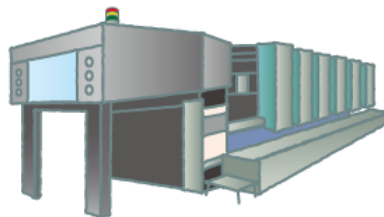
農水産品加工・食品製造業

- 冷凍・冷蔵設備 ●トンネルフリーザー
- 製氷機 ●スライサー ●搬送設備
- 殺菌装置 ●トンネルオーブン
- コンベクションオーブン
- ゆで麺機 ●自動充てん機
- 自動計量機
- 自動包装機
- 自動選別機
- X線検査装置
- 水処理設備 他



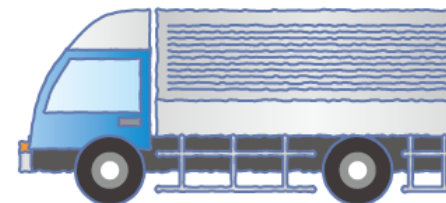
各種製造業

- 印刷機 ●製版機 ●CTP ●自動見当合せ機
- 大型カラープリンター ●自動製袋機
- レーザー加工機 ●縫製用機器
- 砕石プラント・鉱工業用設備
- 自動倉庫
- 廃油再生設備 他



運輸業・倉庫業

- 保冷車 ●トレーラーヘッド ●ダンプ
- クレーン付トラック ●ミルクローリー
- 各種特殊車両 ●観光バス ●冷凍・冷蔵設備
- フォークリフト 他



ご利用事例

大針印刷株式会社

所在地 浦河郡浦河町
設立年月 昭和26年3月
事業内容 印刷業
設備納入日 令和5年6月



相談のきっかけ

「昭和63年、先代の時代に自社で賄いきれなかった受注が多くなってしまい、外注費用が高んでしまった。そのため設備更新を検討していた際、地元の日高振興局から制度の紹介があり、センターに相談した。」ことがきっかけ。当時最新の印刷機を導入することができたことで、内製化が進み、収益の改善に貢献した。

設備更新時や増設時は、設備貸与制度を活用しており、昭和63年からこれまでに計11回、直近では、令和元年、令和3年、令和5年と継続的に利用いただいている。

制度利用のメリット

設備の調達手段を金融機関とセンターを使い分けることで、金融機関からの運転資金の借入枠を温存でき、調達間口を広げることが出来た。

また、信用保証料がないことや利子補給制度（センター会員向け）があることをあげられ、「金融機関からの借入よりも良い条件で設備を導入することができて、大変助かっている。」と評価をいただいた。

今後の展望

「費用の安いインターネット注文が競合であるが、当社は短納期が強み。また、多様化する要望に応えられるよう今後も設備投資は必要と考えている。」「従業員の高齢化が進む中、設備投資を行うことで業務効率化ができ、事業や雇用の維持にもつながっている。人口減少が著しい地域ではあるが、これからも地道に長く事業を続けていくために、今後も制度を活用したいと思っているので、よろしくお願いいたします。」との言葉をいただいた。

お問合せ先

設備の導入時は
是非本制度利用を
ご検討ください！

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援G



011-232-2404



taiyo@hsc.or.jp



https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

